

「顧客本位の業務運営に関する原則」への対応表

●青森銀行は「お客さまの資産形成支援に向けた業務運営方針」の策定にあたり、金融庁の「顧客本位の業務運営に関する原則」を採択し、原則 2～7 に下記のとおり対応しております。

金融庁 「顧客本位の業務運営に関する原則」		青森銀行 「お客さまの資産形成支援に向けた業務運営方針」
※(注)には概要を記載しております。		※【方針】および「具体的な取組み」のうち対応する番号のみ記載しております。
顧客の最善の利益の追求		【方針 1】お客さまの最善の利益の追求
原則 2	金融事業者は、高度の専門性と職業倫理を保持し、顧客に対して誠実・公正に業務を行い、顧客の最善の利益を図るべきである。金融事業者は、こうした業務運営が企業文化として定着するよう努めるべきである。	【方針 1】および「具体的な取組み」①～④の 4 項目
(注)	顧客の最善の利益を図ることで、自らの安定した顧客基盤と収益確保につなげていくことを目指す。	【方針 1】および「具体的な取組み」①～④の 4 項目
利益相反の適切な管理		【方針 2】利益相反の適切な管理
原則 3	金融事業者は、取引における顧客との利益相反の可能性について正確に把握し、利益相反の可能性がある場合には、当該利益相反を適切に管理すべきである。金融事業者は、そのための具体的な対応方針をあらかじめ策定すべきである。	【方針 2】「具体的な取組み」②
(注)	利益相反の可能性を判断するに当たっては、取引又は業務に及ぼす影響についても考慮する。	【方針 2】「具体的な取組み」① ※当行グループでは公表日時点におきまして、利益相反の可能性を判断するにあたって注意を要する、「商品提供会社」を有しておりません。
手数料の明確化		【方針 3】手数料等の明確化
原則 4	金融事業者は、名目を問わず、顧客が負担する手数料その他の費用の詳細を、当該手数料等がどのようなサービスの対価に関するものかを含め、顧客が理解できるよう情報提供すべきである。	【方針 3】および「具体的な取組み」①～③の 3 項目
重要な情報の分かりやすい提供		【方針 4】重要情報のわかりやすい提供
原則 5	金融事業者は、顧客との情報の非対称性があることを踏まえ、上記原則 4 に示された事項のほか、金融商品・サービスの販売・推奨等に係る重要な情報を顧客が理解できるよう分かりやすく提供すべきである。	【方針 3】および「具体的な取組み」①～③の 3 項目 【方針 4】および「具体的な取組み」①～④の 4 項目
(注 1)	重要な情報に含まれるべき内容。	【方針 4】「具体的な取組み」①
(注 2)	金融商品・サービスをパッケージとして販売・推奨等する場合、重要な情報を提供する。	【方針 4】「具体的な取組み」②
(注 3)	顧客の取引経験や金融知識を考慮の上、誠実な内容の情報提供を行う。	【方針 4】「具体的な取組み」③ 【方針 5】「具体的な取組み」⑤
(注 4)	金融商品・サービスの複雑さに見合った情報提供を、分かりやすく行う。	【方針 4】「具体的な取組み」④ 【方針 5】「具体的な取組み」②
(注 5)	顧客に情報を提供する際は、情報を重要性に応じて区別し、その重要度に応じた提供を行う。	【方針 4】「具体的な取組み」③

金融庁「顧客本位の業務運営に関する原則」		青森銀行「お客さまの資産形成支援に向けた業務運営方針」
※(注)には概要を記載しております。		※【方針】および〈具体的な取組み〉のうち対応する番号のみ記載しております。
顧客にふさわしいサービスの提供		【方針5】お客さまにふさわしいサービスの提供
原則6	金融事業者は、顧客の資産状況、取引経験、知識及び取引目的・ニーズを把握し、当該顧客にふさわしい金融商品・サービスの組成、販売・推奨等を行うべきである。	【方針4】および〈具体的な取組み〉③ 【方針5】(1)~(3)の3項目および〈具体的な取組み〉①~⑤の5項目
(注1)	金融商品・サービスの販売・推奨等に関して留意すべき内容。	【方針4】および〈具体的な取組み〉①、③の2項目 【方針5】(1)~(3)の3項目
(注2)	金融商品・サービスをパッケージとして販売・推奨等する場合の留意すべき内容。	【方針4】〈具体的な取組み〉② 【方針5】〈具体的な取組み〉②
(注3)	金融商品の組成に携わる金融事業者が商品組成に際して留意すべき内容。	※当行では公表日時点におきまして、「金融商品の組成に携わる会社・部門等」を有していません。
(注4)	複雑又はリスクの高い金融商品の販売・推奨等を行う場合、商品や顧客の属性に応じた審査を行う。	【方針4】〈具体的な取組み〉④ 【方針5】〈具体的な取組み〉②③の2項目
(注5)	従業員へ取り扱い金融商品の仕組み等について理解の浸透を図るとともに、顧客への情報提供を積極的に行う。	【方針1】(1)および〈具体的な取組み〉① 【方針5】〈具体的な取組み〉④⑤の2項目
従業員に対する適切な動機づけの枠組み等		【方針6】従業員に対する適切な動機づけの枠組み等
原則7	金融事業者は、顧客の最善の利益を追求するための行動、顧客の公正な取扱い、利益相反の適切な管理等を促進するように設計された報酬・業績評価体系、従業員研修その他の適切な動機づけの枠組みや適切なガバナンス体制を整備すべきである。	【方針6】および〈具体的な取組み〉①~③の3項目
(注)	各原則に関して実施する内容を従業員へ周知するとともに、業務支援や検証体制の整備を行う。	【方針6】〈具体的な取組み〉①③の2項目